

平成15年度 金融業における環境面からの
スクリーニング手法に関する調査研究報告書

平成16年2月

環 境 省

平成15年度金融業における環境面からの スクリーニング手法に関する調査研究報告書

目 次

1. 調査目的	1
2. 調査概要	2
3. 環境に配慮したスクリーニング調査の要点案	4
4. スクリーニング試行結果	8

1. 調査目的

近年、エコファンド等の環境配慮型金融商品の出現や、全国銀行協会や損害保険協会による「経団連環境自主行動計画」への参加など、金融業界においても環境配慮への活動が広まりつつあるが、産業活動における金融機能の重要性を鑑みれば、その事業活動が一層環境に配慮したものへと転換されていくことが必要であり、金融業における環境配慮行動を促進していくための施策を展開していくことが必要であると考えられる。

しかしながら、金融業の環境配慮行動を促進するためには、実際に金融機関において環境配慮を実施するための具体的な手法について提示していくことが必要不可欠である。このため、平成15年度は金融機関が投融資等を実施する際に、環境に配慮した事業活動を積極的に行っている事業者をスクリーニングする手法についての基礎調査を実施した。

2. 調査概要

次の点に考慮しながら、環境に配慮した事業活動を積極的に行っている事業者を選定するためのスクリーニング調査の要点案を作成した。

(1) 構成

環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」を参考としながら、『経営全般』『事業活動』『環境パフォーマンス』の3側面から調査項目を構成した。

(2) 客観性

企業の環境問題への取組みを評価する場合、評価主体の主觀・裁量を完全に排除することは困難であり、これまでに国内外で実施されている環境格付けの取組みにおいても、この点は克服されていない。しかしながら、本調査の要点案においては、できる限りの客観性、採点基準の明確化を目標とした。

(3) 公平性

スクリーニングは幅広い業種を対象とすることが想定されることから、その適用上、業種間（製造業対非製造業、素材型製造業対加工組立型製造業等）において公平性を確保することが必要である。この点に関しても、これまでの前例においては十分に達成されてはおらず、本調査の要点案においては、この点に十分配慮をするものとした。なお、業種特性に応じて若干の調査項目の変更を行うことが今後の課題とされる。

(4) 「成果」と「取組み」のバランス確保

これまでの前例においては、「取組み」の評価に重きを置いたものが多いが、取組みと成果が相互にバランスの取れたものであることが望ましい。また、成果を評価するに当たっては、絶対的水準のみならず、企業規模に対する相対的水準や改善度にも十分な配慮を行うものとした。

(5) 手順の単純化

被評価企業における負担の軽減、評価者側における評価結果の均質化等の観点から、評価手順はできる限り単純化・簡素化することが配慮されるような要点案とした。

(6) 透明性

評価結果と評価プロセスに関して被評価者に対して十分な説明を行い、企業側における評価結果の十分な理解とフィードバックに資するものとなるように十分配慮した。

(7) スクリーニングの試行にあたっての業種選定

主要業種について、中堅規模であり、今回の調査趣旨を理解し、協力を受け入れた下記4業種の企業に
対してスクリーニングの試行を行った。

- ① 建設工事請負業
- ② セメント製造・販売業
- ③ 食品製造・販売業
- ④ 小売業

3. 環境に配慮したスクリーニング調査の要点案

環境面に配慮したスクリーニング手法について、4業種の企業に対するスクリーニング調査の試行も踏まえ、以下のようにスクリーニング調査を実施する際の要点案をとりまとめた。

(1) 経営全般に関する事項

①コーポレートガバナンスについて

- ・環境配慮に取り組む企業としての基本姿勢を明文化し、公表しているか。
- ・企業活動に関する環境側面への目標・計画を中長期並びに年度毎に設定し、その達成度を評価、公表しているか。
- ・環境問題への取組を全社的に統括する組織があり、トップマネジメントによる責任体制が確立されているか。
- ・環境マネジメントシステムが整備、実施されているか。

②コンプライアンスについて

- ・全役職員に法令遵守を徹底させる公開された方針があるか。
- ・全役職員に法令遵守を周知させる取組みを行っているか。
- ・全役職員に法令遵守を徹底させるための仕組みが整備されているか。

③リスクマネジメントについて

- ・環境問題につながる事故発生などに際して迅速な対応を行うための体制が整備されているか。
- ・環境問題につながる事故発生などを未然に防止するための組織、社内体制が整備されているか。
- ・自社が所有・占有している土地について土壤・地下水汚染リスクを調査しているか。
- ・将来の土壤・地下水汚染を回避するための方針があり、具体的に予防対策が講じられているか。

④パートナーシップについて

- ・組織として環境団体への加入、環境活動への資金提供等の社会貢献活動や、自然保護活動、環境保全活動への自主的取組み等を継続的（概ね2年以上）に行っているか。
- ・環境問題について、利害関係者との対話をを行う制度や具体的な事業があるか。

⑤従業員について

- ・階層別、職能別、サイト別の環境教育が継続的（概ね2年以上）に実施されているか。
- ・従業員のための安全な職場環境の確保を図る全社的な方針と目標があるか。

⑥情報開示について

- ・積極的な情報開示を行うことを定めた社内自主基準があり、不利益な情報も含めて開示されているか。
- ・環境報告書を毎年発行することが会社の方針となっているか。
- ・環境報告書には、環境省策定の「環境報告書ガイドライン」並びに「環境パフォーマンス指標ガイドライン」に準拠し、環境負荷に関する定量データが十分に開示されているか。
- ・環境報告書について、第三者機関によるレビュー（評価、意見の表明等）を受け、これを記載しているか。
- ・環境会計を毎年実施し、その結果を公表することが会社の方針となっているか。

(2)事業活動に関する事項

①設備投資について

- ・事業立地の選定、施設の建設、設備の導入やそれらの運用等について、環境保全、環境負荷の低減等に配慮する方針があり、公開されているか。

②製品・サービス開発について

- ・環境に配慮した製品やサービスを開発する方針があるか。
- ・環境に配慮した製品やサービスの範囲を拡大したり対売上高比率を上昇させる具体的な計画や数値目標、指針などがあるか。
- ・エコマークや環境ラベル等を取得済のブランドを有しているか。
- ・製品やサービスの開発に当たり、ライフサイクルアセスメント（LCA）を実施しているか。

③サプライチェーンにおける環境配慮について

- ・仕入先や販売先などサプライチェーン全体に亘り、環境面に配慮した取引を推進する方針があるか。
- ・仕入先や販売先、業務委託先などの環境配慮を促すための具体的な制度や取り組みがあるか。
- ・グリーン調達・購入を推進することにより、自社の購買面での環境配慮を進める方針と目標があるか。
- ・グリーン購入・調達の実施を推進する組織と制度を有するか。
- ・自社調達・購入に占めるグリーン調達・購入の割合が、直近3期において上昇しているか。

- ・自社の製品・サービスの輸送・流通にかかる環境負荷を特定・把握し、低減に向けた具体的な計画・目標を設定しているか。
- ・積載効率の改善策の導入等により物流の効率化を進める具体的な計画があるか。
- ・基幹輸送に関して鉄道輸送や海運の割合を増加させる計画があるか。

- ・社内基準による環境配慮製品・サービスの対売上高割合が直近3期において着実に上昇しているか。

④使用済み製品リサイクルについて

- ・リサイクル対応設計を推進する方針があり、設計部門への情報のフィードバックが行われているか。
- ・使用済み製品・包装材の回収率（単位：%）を増加させる自主方針があり、3期前との比較において回収率が上昇しているか。
- ・主要製品・商品の再資源化（マテリアル、サーマル、ケミカルを問わない）を増加させる自主方針・計画があり、3期前との比較において再資源化率（単位：%）が上昇しているか。

(3) 環境パフォーマンス関連事項

業種の特性に配慮しながら、以下のような項目について、①総排出量、②原単位、③環境効率性（原則付加価値額との対比）を3期前との改善度で評価。（定量評価中心）

- ①地球温暖化対策：総エネルギー投入量、温室効果ガス排出量
- ②資源有効利用促進：廃棄物・副産物等の発生量、最終処分量
- ③水資源対策：水資源投入量・排水量
- ④化学物質管理：化学物質排出量・移動量
- ⑤その他の環境負荷対策：大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音、振動

4. スクリーニング試行結果

3. に示したスクリーニング調査の要点案をもとに、業種の異なる4社を対象にスクリーニングの試行を行った。

なお、4社の試行にあたっては、3. で示したスクリーニング調査の要点案を基にそれぞれの業種特性を加味した調査を行い、対象企業からスクリーニング調査の要点案に対する意見を得た。

各業種のスクリーニングの試行調査の実施について加味した点は以下のとおりである。

① 建設工事請負業

- ・ 建築物運用期間中の環境負荷低減

　　：運用期間中の建築物等に対する環境負荷低減に向けたサービス

　　：〃 の長寿命化に向けたサービス

- ・ リサイクル

　　：解体工事における分別徹底策

　　：建設リサイクル法対象以外の建設副産物に関するリサイクル

- ・ 事業活動に関する追加項目の検討：低公害型の建機やトラックへの切替等の取組み

② セメント製造・販売業：変更なし

③ 食品製造・販売業：変更なし

④ 小売業

スクリーニング調査の要点案においては、(1)経営全般に関する事項、(2)事業活動に関する事項、(3)環境パフォーマンスに関する事項の順となっているが、小売業のスクリーニング試行では、全体の構成を見直し、(1)環境パフォーマンスに関する事項、(2)経営全般に関する事項、(3)事業活動に関する事項の順とした。

- ・ リサイクル対策

　　：再資源化しやすいトレイの開発等、リサイクルに配慮した方針

　　：ばら売りや量り売り等、販売方法の変更による廃棄物排出量削減

- ・ 輸送・流通

　　：通い箱の導入や物流センターの効果的配置等の取組み

- ・ 事業活動に関する追加項目の検討：長期保証の付与等、客先における耐久消費財の使用削減

また、各試行対象企業からの意見は以下のとおりである。

① 建設工事請負業

《建設工事請負業において適当な環境パフォーマンス指標について》

- ・ 業界3団体（全企業が加盟しているわけではない）で自主行動基準（今年改訂第3版）を発行しており、業界全体の指標となっているので、参考にすべき。なお、環境会計や環境報告書に

ついても、業界でガイドラインを出している。

- ・マテリアルフローを開示している建設会社もあるが、投入量に関する議論はあまり行われていない。建設副産物に関する事項の方が重視されているので、その部分をもっと評価すべき。
- ・一般にリサイクル率は95%が限界と言われており、当社は現在92%に達している。どのようにして総量を削減していくのかが重要であるが、企業単体ではどうにもならない面があり、改善率ではなく排出量で見た方が良い。
- ・投入量の内訳は躯体がほとんどであり、製造業と同レベルでのデータ把握は不可能なのが現状。
- ・付加価値ベースの設問が多いが、建設工事請負業の場合、計算上の母数設定が難しい。例えば、現場で発生するものに限定してモニタリングを行えば、ある程度の尺度になり得る。自社で管理しているものに限定しなければ評価は困難。

《今回のスクリーニング試行について》

- ・全体的にはよく配慮されていると思うが、業種によって回答が困難な部分がある。しかしながら、内容が多岐に渡っているので、全体的な傾向は十分つかめる。
- ・各種環境格付けにおいても、業種毎のグルーピングや調整が行われている。
- ・通常、建設工事請負業は品質とコストで動いているが、第3の評価軸としてこのような指標（環境格付け）が必要である。このようなことを実施することは大変意義のあること。
- ・建設発注者に対する環境配慮についての融資制度を創設し、それにより浮いた経費で受託建設会社が環境配慮を行うことができるような仕組みができれば、建設需要の増加に繋がる。

② セメント製造・販売業

《業種による環境負荷のバラつきについて》

- ・日本全体の環境負荷の値をベースとして、当該企業（業種）の環境負荷の値を提示するような評価方法が、国内においては望ましい。

《質問の中身・構成について》

- ・セメントのみに当たはめる場合は特に問題ないが、資源セグメントについてはあまり意味がない。会社全体としての評価を考えると難しい。
- ・各セグメントにおける付加価値の意味は大きいが、原単位は全く意味がない。

《その他》

- ・セメント業界としてのCO₂排出量は、日本全体の約5%程度である。NO_xもかなりの量がある。ダイオキシンは日本全体の約2%程度。
- ・最近悪臭に関する苦情が多くなっている。騒音や振動、悪臭について対象とする意味はあると思うが、苦情件数ではなく過去からの増減率、改善度等の方が良い。
- ・PCBに関する内容は、ようやくPCBに対する取組み方針が決まったところなので、評価するのは早すぎる。
- ・資源の投入量については、マテリアルフローを把握しているので違和感はないが、事業の内容によっては、加工度の低い事業も含まれるので厳しい。

- ・ 資源の投入量だけが追加項目として検討されるのではなく、投入→循環→再利用という流れが重要。
- ・ 投入物質については、天然資源か再資源か、という観点も重要。
- ・ エコファンドに関する設問等と比較すると、共通部分については概ね問題ない。ただし、パフォーマンスについては評価の方法に工夫が必要。産業特性を加味すべき。
- ・ 評価の仕方も注意が必要で、基本とするものと追加とするものの区別を明確にすべき。例えば、今後このような方向へ向かうことを促していくべきというような事項については、追加とすべきではないか。

③ 食品製造・販売業

《食品製造・販売業において重要なパフォーマンス指標について》

- ・ 廃棄物、CO₂、総エネルギー投入量、水資源投入量・総排水量が重要。
- ・ 廃棄物は全業種共通で重要。
- ・ 水資源投入量・総排水量の2つを統合して見られる方が良い。色々な排水の方法があるため、BOD等の把握は難しい。大量の水を使用するため把握しているが、使用しない業種ではそれほど重要な指標ではないのではないか。CO₂等の方がより重要である。
- ・ 化学物質排出量・移動量は不要。

《食品製造・販売業としてもっと尋ねて欲しい部分はどこか》

- ・ リサイクルを推進している場合には、もう少し評価すべき。
- ・ パフォーマンスの結果だけでなく、廃棄時における下流での取組み、例えば、牛乳パックの再利用等についても評価すべき。容器が消費者の手に渡った後についてもリサイクルを推進する等、社会的責任を乳業会社が担っている。リターナブルの牛乳ビンを扱う牛乳販売店と消費者との地域コミュニティが、社会的に重要な役割を果たしている。

《その他》

- ・ マスコミや経済団体等、各種の環境格付けを集約する方法を検討すべき。

④ 小売業

《質問項目について》

- ・ 間接的に生じる環境影響も拾える内容を増やすべき。
- ・ 定量的な項目は明確に評価ができるので、もっと増やすべき。
- ・ 永年高いレベルを維持している企業をもっと評価すべき。例えば業界水準に対するレベルの評価等。

《その他》

- ・ 経営者インタビューをきっちりと行うべき。

(発行)

平成 16 年 2 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>